大牟田市旅館業の施設の構造設備の基準等に関する条例＜抜粋＞

条例第32号

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

**第４条**　政令第１条第１項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(５)　入浴施設は、次の要件を備えたものであること。

ア　大牟田市公衆浴場の衛生等の措置の基準等に関する条例（平成24年条例第31号）第４条第１項第８号、第９号及び第12号から第16号までに掲げるとおりであること。

（入浴施設の衛生措置）

**第16条**　入浴施設の衛生措置の基準は、次のとおりとする。

(１)　大牟田市公衆浴場の衛生等の措置の基準等に関する条例第４条第２項第２号、第９号から第19号まで及び第21号に掲げるとおりであること。

(２)　入浴施設において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。

* **2013年10月現在、大牟田市の条例と規則は、正規版の公開が遅れているため、福岡県の条例に準じて保健所は指導しています。**